

## 令和2年度 第4回高知市障害者計画等推進協議会議事録

日時：令和2年12月22日（火）18:00～19:30

場所：本庁舎6階 611・612・613会議室

（司会：健康福祉総務課 中岡参事）

全員委員さん揃われていないんですけれども、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第4回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。本日はご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、健康福祉部の中岡と申します。よろしくお願いたします。ご承知のとおり、現在新型コロナウイルスの感染が急拡大しております、高知県の対応ステージも特別警戒というふうになっております。こうした状況の中での協議会開催となりますので、大変恐縮ではございますが、事務局からの説明はポイントを絞って簡素に説明をさせていただきます、また委員の皆様からのご質問・ご意見もポイントを絞っていただき、協議の質は確保しつつ、可能な限り効率良く協議を進めていただきますようご協力をよろしくお願いたします。併せまして新型コロナウイルス感染防止対策の一環としまして一部ウェブ会議を導入しております。本日ウェブにてご参加いただきます委員さんは小嶋委員・澁谷委員・竹島委員・西岡委員・山本委員の5名となっております。なお竹島委員は遅れて会議に参加されるというふうにご出席しております。また、本日は竹岡委員さんがご欠席の連絡を頂いております。

それではまず、本日使用する資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいております資料でA4一枚ものの「令和2年度第4回高知市障害者計画等推進協議会次第」、続きまして、A4のホッチキス留めになりますが「令和2年度第4回高知市障害者計画等推進協議会資料」、続きまして、別紙資料1としております「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）素案」、最後に別紙資料2としておりますが、A4一枚ものの「今後のスケジュール」となっております。お手元にお揃いでしょうか。資料がない方がいらっしゃいましたら事務局までお声がけをお願いいたします。

本日はまず前回の協議会にて頂きましたご意見を踏まえまして修正した障害者計画素案と障害のある人の現状、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画の素案について説明をさせていただきます。この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際にはまずお名前をおっしゃっていただきまして、その後マイクを通してのご発言をお願いいたします。また、本日はウェブ会議を一部導入しておりますので、ご発言いただく際にはゆっくりお話しいたきますようお願いいたします。ここからは宇川会長に進行をお願いしまして議事に入りたいと思います。宇川会長よろしくお願いたします。

（宇川会長）

はい、失礼します。高知大学特別支援学校の宇川です。どうぞよろしくお願いいたします。ウェブ会議の参加の皆さん、またよろしくお願いたします。何かご発言等ありましたら是非挙手ボタン押していただくか、手を挙げてくださったらおつなぎいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは次第のほうを進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

ではまず「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）素案」についてということで3点。次期障害者計画素案に関する変更点について、次が障害のある人の現状について、続いて障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

（健康福祉総務課 大黒主任）

こんばんは、健康福祉総務課大黒です。着座にて失礼いたします。お手元の別紙資料1をご準備ください。私からはまず次期障害者計画素案に関するご意見をいただいたことを基にしまして、変更した点についてご説明をさせていただきます。

別紙資料1の素案の35ページ、A3の折り込みのページをお開きください。施策区分2の「切れ目ない支援体制の充実」におきまして、生まれた時から成人期にかけての支援体制について、フロー図にしたものになります。保健分野の「赤ちゃんおめでとう訪問」等の内容を健診等も加えまして内容の記載を充実をさせています。この点の変更点に主になっております。続きまして39ページをお願いします。早期発見・早期療育支援体制ということでフロー図を示しておりましたが少しフロー図を修正をしております。早期発見から早期療育支援に向けて関係課、関係部署が連携をして取り組んでいく体制の図に修正をしております。

45ページをお願いします。重点施策である「3-1相談支援体制の充実」における指標・目標を追加をしております。相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数と相談支援事業者の人材育成の支援件数につきまして、新たに指標・目標の設定をしております。続きまして48ページをお願いします。「3-3精神障害者の地域生活実現のための支援」というところで前回、ピアサポーターと協働した地域移行・地域定着支援の中でどのように雇用促進をするのかといったようなご意見がございました。この点につきましてピアサポーターの一般相談支援事業所等への雇用促進に取り組むということで文言を追記をしております。

続いて57ページをお願いします。「4-2障害者雇用に関する企業等への理解の促進」の指標・目標のうち、就労定着支援の支給決定数については未記載となっておりますので、今回具体的な指標・目標の設定をしております。最後に62ページをお願いします。「5-3成人の発達障害のある人への理解と支援促進」の取組内容につきまして、今年度検討会を行う予定としておりますが、3年度からの計画の素案として今後の方向性及び指標名について修正をしております。以上が前回の協議のご意見を踏まえた修正点となっております。

（障がい福祉課 黒岩係長）

障がい福祉課黒岩です。お世話になります。私からは障害のある人の現状について説明させていただきます。

同じく別紙資料1、素案の9ページお願いいたします。障害児者の状況等につきまして、まず1の身体障害者の手帳の状況です。グラフにありますとおり、手帳の所持者数では微減傾向にありますが、そのうち65歳以上の高齢者が占める割合が75.9%と、ここが増加しているところが特徴と言えます。続きまして10ページお願いいたします。身体障害者手帳所持者の障害種別の推移のグラフになっております。傾向といたしましては、内部障害が増加傾向にあるということが言えます。続きまして11ページ、身体障害者手帳の等級別の推移になります。障害等級1級2級の方が占める割合は47%と約半分という傾向は続いております。続きまして12ページをお願いします。知的障害者のページになります。療育手帳の所持者

数の推移をグラフにお示ししています。傾向としましては全体的に増加を示しておりますがその中でも特に中度、軽度の判定であるBの区分の方が増加している状況です。続きまして13ページからは精神障害者に関する資料になります。棒グラフのほうは精神障害者保健福祉手帳の所持者、また線グラフのほうは自立支援医療の受給者数になっております。両方ともに6%とか17%というような大きな伸び率で増えているという傾向にあります。続きまして14ページですが、「自立支援医療受給者の疾病別の状況」になります。今回の令和2年度の値から躁うつ病圏の方が、今まで多かった統合失調症圏を抜いて一番多いグループになっています。またその他にあります疾病につきましては、発達障害・認知症といったものが多いというふうになっております。続きまして15ページが精神科病床数・入院者数の推移になりますが、これは今までと同傾向で減少しているという状況にあります。最後に16ページ、難病についてです。指定難病の受給者数を疾患群別にグラフにしております。神経・筋疾患が最も多く798名、次いで免疫系疾患で462名、以下ご覧のとおりです。障害のある人の現状につきましては説明は以上です。

(障がい福祉課 大中室長)

障がい福祉課の大中と申します。私のほうからは障害福祉計画と障害児福祉計画についてご説明をさせていただきます。若干ボリュームが大きい部分になりますので少しお時間をいただきたいと思っております。

それでは71ページのほうをお開きいただきたいと思っております。まず1-1、計画の趣旨についてでございます。障害福祉計画・障害児福祉計画につきましては作成が義務付けられた時期は異なりますが、両者ともサービスや相談支援の提供体制の整備と円滑な実施を確保することを目的としたものになっております。本市におきましては国が示す基本指針に基づきまして、障害者計画と一体的に障害福祉計画並びに障害児福祉計画を作成し、取組を進めてまいります。続いて72ページをお願いいたします。「1-2『障害者計画』と『障害福祉計画』・『障害児福祉計画』の関係」についてでございます。障害者計画につきましては、サービスの整備だけではなく保健・医療・教育などといった幅広い分野における基本的な考え方や方向性を定める計画となっております。一方、障害福祉計画・障害児福祉計画につきましては、サービスの基盤整備を図ることを目的として、国の基本指針に基づいて成果目標やサービスの種類ごとの見込量を定める計画となっております。根拠法はそれぞれ異なりますが、お互い関連する部分がございます。72ページの図では障害者計画の施策体系と福祉計画の成果目標を並べてみまして、関連する部分を線でつないでおりますが、福祉計画は特に障害者計画の施策3「地域生活支援の充実」の部分と関連性が強い計画となっております。こういったようにお互いの関連性を踏まえまして、本市といたしましては一体的に計画を作成するというようにしております。

続いて資料73ページをお願いいたします。「1-3成果目標・サービス見込量」についてでございます。成果目標・サービス見込量ともに国の基本指針において定めなければならない事項となっておりますが、成果目標につきましては次の6点となっております。現計画と比較をしてみますと①～⑤までは現計画とほぼ同じですが、一部成果目標や成果目標達成に向けた活動指標の中身が変わってきている部分がございます。⑥につきましては次期計画から新たに設定するものになりますが、相談支援体制の充実につきましては障害者計画におきましても重点施策として位置付けておりますので、双方の計画におきまして一体的に取組を進めてまいります。次にサービスの見込量についてですが、これにつきましては現計画から

引き続きという形になっておりまして、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の4つについて、令和3年度から5年度までの見込量を設定するものでございます。74ページ以降が成果目標及び見込量の具体的な中身となっておりますが、時間の関係もございますので成果目標の部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。それでは74ページをお願いいたします。成果目標の一つ目といたしまして、「2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行」についてでございます。ここでは二つの目標値がありまして、一点目が「2-1-1 福祉施設からの地域生活への移行者数」についてでございます。実績といたしましては平成18年度から167の方が自宅やグループホーム等での生活へと移行をされておりまして、二つ目のグラフには移行先の内訳をまとめておりますが、身体障害のある方は自宅やグループホームへの移行がほぼ同数ですが、知的障害のある方につきましてはグループホームへの移行が大半を占めるといったような特徴がございます。目標値についてですが、令和3年度から5年度末までに地域生活へ移行する方を24名と設定をいたしました。これは国の指針が示す計算式に基づいた数値になっておりまして、令和元年度末時点の入所者数400人になりますが、400人に6%をかけた数値になっております。

次に75ページをお願いいたします。「福祉施設入所者の地域生活への移行」に関する二点目の目標値になります。施設入所者数についてでございます。グラフを見ていただきますと平成19年度以降約400人という形で推移を示しております。目標値につきましては、令和5年度末時点での施設入所者数400人と設定しております。これは現状におきましても入所待ちの方が多数いらっしゃる中で入所者数を削減することは難しいというふうを考えまして、令和元年度末時点の入所者数を上回らないことを目標値として設定をいたしました。

続いて76ページをお願いいたします。成果目標の二つ目になります。「2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてでございます。目標値といたしましては障害者計画の「3-3 精神障害者の地域生活実現のための支援」で掲げました目標値と同様になります。目標値は地域移行支援及び地域定着支援の実利用者数となりますが、地域移行支援につきましては3年間で実利用者数が60人、地域定着支援につきましては実利用者数が40人というふうにしております。なおこの目標の達成に向けた活動指標といたしまして、各年度ごとにおける地域移行支援及び地域定着支援の新規実利用者数を設定をいたしております。またもう一つ活動指標として共同生活援助の各年度の新規実利用者数も併せて設定をしております。これは地域移行支援というサービスを利用したか否かに関わらず、精神科病院を退院すると同時にグループホームに入居された方の数値になりますが、令和元年度の実績をもとに数値を設定をいたしております。なおこれらの成果目標及び活動指標につきましては、協議の場である精神障害者地域移行代表者会議等におきまして年1回評価を行うことといたします。次に成果目標の三つ目の「2-3 地域生活支援拠点の有する機能の充実」についてでございます。この地域生活支援拠点に関しましては現計画では令和2年度末までに整備をすることを目標としております。前回の推進協議会におきましてもご説明をさせていただきましたが、地域生活支援拠点につきましては高知市自立支援協議会での協議を終えまして、来年3月に相談支援体制を中心とした形で整備をする予定としております。ただこの地域生活支援拠点が持つ機能を踏まえまして、継続して評価検討を行なっていく必要があると考えております。次年度以降につきましてはサービスの質の向上、それから関係機関等との連携体制の構築に向けまして引き続き自立支援協議会において協議を行っていきととも年に1回は運用状況の検証及び検討を行ってまいります。

次に77ページをお願いいたします。成果目標の四つ目「2-4福祉施設から一般就労への移行等」になります。この項目については三点の成果目標を設定をしております。一点目が「2-4-1一般就労への移行者数」についてでございます。これまでの実績といたしましては、25年度以降が右肩上がりでも推移をしておりましたが、令和元年度に減少に転じております。また一般就労者の障害種別についてでございますが、平成23年度以降は精神障害のある方の占める割合が最も大きい状態ということが続いております。目標値についてですが、令和5年度の1年間に福祉施設からの一般就労者数を36人といたしました。これは国の指針が示す計算式に基づいた数値になっておりまして、令和元年度の一般就労者数28人に1.27%をかけた数値になります。また次期計画から一般就労者の内訳といたしまして、就労移行A型、B型それぞれのサービスからの一般就労者数を設定することとなりまして、令和元年度の実績をもとに各サービスごとの就労者を人数を記載をいたしております。なお目標達成に向けましては企業との勉強会でありますとか、農福連携の体制づくりを行うなど雇用の促進に向けて取組を進めてまいります。

次に78ページをお願いいたします。一般就労に関する二点目「2-4-2就労定着支援利用者数」についてでございます。ここでの成果目標といたしましては令和5年度中に一般就労をした者のうち、就労定着支援を利用する者の数ということになります。就労定着支援に関してですが、目標値の枠の外に米印で書いておりますが、就労定着支援については一般就労をしてから6か月を経過した方が制度上の対象になってまいります。ですので令和元年度中に一般就労してなおかつ就労定着支援を利用するには、少なくとも令和5年の4月から9月までの間に一般就労することが最低条件ということになります。目標設定にあたっての考え方ですが、先ほど一般就労の成果目標として令和5年度に36人という説明をさせていただきましたが、4月から9月が半年間ということになりますので36人を単純に2で割ると18人になります。この18人の方が就労定着支援を利用するものの数とすべきところではありませんが、平成30年度から令和元年度の実績を見ますと一般就労者数が77名、そのうち就労定着支援の利用者は15名、約19%と低い状況になっています。これは平成30年度から就労定着支援という新たなサービスが始まって以降、事業所数が伸び悩んでいることが大きな要因として考えられるところです。ですのでこれまでの実績を踏まえまして、一般就労者の約50%の方が就労定着を利用することを目標値設定にあたっての考え方といたしまして、4月から9月の間の一般就労者数を18人と仮定をしまして、その半数の9人の方が就労定着支援を利用することとして目標値を設定をいたしました。

次に一般就労に関する三点目の成果目標「就労定着率」についてでございます。まず就労定着率とはという所になりますが、就労定着率の算出方法といたしましては、前年度末日において就労が継続しているものの数を過去3年間における就労定着支援利用者の総数で割った数値が就労定着率ということになります。例えば過去3年間で10人の方に就労定着支援を提供している実績があつて、前年度末時点で一般就労が継続している方が8人であったとすれば、その事業所の就労定着率は8割ということになります。この就労定着率が8割の事業所が全体の事業所数の何割を占めるのかというのがこの成果目標に当たるものになります。令和2年11月時点の状況では市内に5つ事業所がございます。そのうち1年以上の事業実績がある事業所は3か所となっております。その3か所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が2か所となっておりますので、就労定着率8割以上の事業所の割合としては約66パーセントということになります。成果目標につきましては現状の実績を踏まえまして7割という形で設定をいたしました。

次に79ページをお願いいたします。成果目標の五つ目「2-5 障害児支援の提供体制の整備等」になります。これは障害者計画の「1-2 保健・医療・福祉の連携」の中の「医療的ケア児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援」と関連が強い部分となっております。前回の協議会においてもご説明をさせていただきましたが、本市におきましては、令和元年度に高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会を設置をいたしまして、実態やニーズの把握等に努めているところでございます。目標につきましては障害者計画にある目標値と同様に、今後医療的ケア児等への支援の充実を図っていくために、令和5年度末までに医療的ケア児等コーディネーターを配置することといたしまして、配置人数、役割等について次期計画期間中に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に成果目標の最後六つ目になります「2-6 相談支援体制の充実・強化等」についてでございます。これは障害者計画の「3-1 相談支援体制の充実」と関連が強い部分となっております。次期計画期間におきましては、基幹相談支援センターを中心に人材育成と関係機関との連携強化に努めるということを目指して、その活動指標といたしまして次の2点を掲げております。一つが「相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数」、もう一つが「相談支援事業者の人材育成の支援件数」としております。この2点の活動指標を踏まえながら人材育成や連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。以上が成果目標に関する説明となります。

最後に80ページをお願いいたします。この80ページ以降が令和3年度から令和5年度までの各サービスの見込み量を記載しております。見込み量の設定にあたりましては高知県が実施をいたしました、そこに書いてあります4つの調査と、過去の利用実績を基に算出をいたしております。障害福祉サービス等の今後の基盤整備についてでございますが、近年在宅の医療的ケア児や強度行動障害のある方が増加をしていることを踏まえまして、そういった方々の受け皿となる生活介護や児童発達支援・放課後等デイサービスについて国の施設整備補助金を活用いたしまして整備を進めていく必要があると考えております。また国が推し進めております入所施設や精神科病院からの地域移行の促進、また親なき後といったことを踏まえまして、居住場所の確保というところが必要不可欠になってまいります。そのためグループホームの整備につきましては従来より国の補助金を活用しながら整備を進めてまいりました。グループホームに関しましては平成30年度から新たな類型として日中サービス支援型グループホームが創設をされましたが、これは短期入所の併設が必須となっておりますので、ニーズの高い短期入所の拡充という点も踏まえまして、今後は日中サービス支援型グループホームを中心にして居住場所の確保に努めて参りたいというふうに考えております。なおサービスの充実それから現行のサービス量を維持するうえでは人材の確保ということが必要不可欠であると考えております。これにつきましては重要な課題と認識をいたしまして、県と連携し取り組んでまいりたいと考えております。私のほうからの説明は以上です。

(宇川会長)

はいありがとうございました。事務局のほうから3点、次期障害者計画素案に関する変更点のご説明、それと障害のある人の現状の説明、最後に障害福祉計画・障害児福祉計画素案についての説明がありました。ここから委員の皆様からの意見をいただきたいと思っております。一つずつやりたいと思っておりますが、まず障害者計画の修正案、最初出ましたけれども修正案についてのご意見ありますでしょうか。もしありましたら遡ってご意見いただけたらと思っております。それでは障害福祉計画・障害児福祉計画の素案、今回説明がありました70ページ、71ペ

ージのあたりから第6章ということになっておりますけれども、こちらのほうでご意見頂きたいと思います。何かありましたらよろしくお願ひします。結構ボリュームがありますので呼んでいただけるならお願ひいたします。ウェブでリモートで参加されている委員の皆さん何かありましたら挙手ボタン、山本委員お願ひいたします。

(山本委員)

音声のほう聞き取りにくいところがあって、会長が言われた範囲についてはどっからいっても構いませんか、会長。

(宇川会長)

そうですね、広いですけどとりあえず今のところ区切らずに障害福祉計画・障害児福祉計画に関してはいただけたらと思います。もし出なければ詰めていきたいと思いますがあればお願ひします。

(山本委員)

逸脱したら止めてください。では手短に。前回僕が基になる障害者計画は、策定が福祉計画のほうに移ってもフィードバックしながら構築していきますよねっていうふうに最後確認させていただきました。そうしたところでやはり今回の施策区分を見たときに、前回5期計画の施策区分の中に「生活支援の充実」という施策区分があったけれども、今回はその頭に「地域」というのが付いて「地域生活支援の充実」という施策区分になっております。前回の時には生活支援の充実の区分の施策の中には「施設入所者の生活の質の向上」という施策があったんですけども、これは取っ払いになって今回地域という形になって、入所を利用されている利用者に触れている部分がなくなっています。ところが先ほど大中さんのほうからサービスの基盤整備について、80ページの所では強度行動障害の方に触れた一文があったわけですけども、せっかく課題に触れられているのに扱う施策がないことに気が付きました。現在策定中の施策の中ではなかなか取り扱うところがないので、やはりこれは施策区分の名前は「生活支援の充実」としていただいて、施策の中に地域あるいは重い障害のある方とか高齢の障害のある方というような項目を立てていただければ、全てがリンクしていくのかなというふうに思ったところです。

それからもう一つ続けて子どものところですけども、39ページにあるサポートファイルを手に持った子どもさんがいる絵があるんですけど、ずっと切れ目のないということをキャッチフレーズでやっていきゆうわけですけども、切れ目がなくて連結はされているんですけども、きちんとそれがトータルしているんなプランが幼児から学童にまでそれがつながっているけれども、共有されていってないっていうのが現状だと思うんですね。だからこの絵で言うと、この男の子と女の子の絵に付け足して、ここにこれを「全て見守る役割」というか、何年前かに全ての保育園にも学校にも反映してそれらのプランニングがきちんと整合性を取れているといったような役割があったと思うんですけど、それを計画の中に入れていただきたいなと思いました。ちょっと長くなったのでこの辺で。はい、ありがとうございます。

(宇川会長)

ありがとうございます。事務局さんのほうからお願ひします。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課黒岩です。まず入所施設の記述の件について事務局の考え方をご説明します。今回生活支援サービスという言い方を地域生活支援と地域を付けたのは、特に在宅を強調したいわけではなくて、施設であっても自宅であってもグループホームであってもそこが暮らす人が中心であるということを強調したいというのが事務局の考えです。あと山本委員からあった施設入所者の記述が少し後退したような印象があるという点については、具体的に記載を考えていきたいと思えます。また強度行動障害の方に対する支援についてもこれは入所在宅問わず支援の充実が必要だと考えておりますので、これも施策区分体系の中に具体的に記載を考えていきたいと考えています。以上です。

(山本委員)

すみません、もうひとつ。黒岩さんは施策体系の中に入れてくださったということなんですけど、やはりそれを入れる場所がないと難しいなと思うんですね。前回の振り返りと総括、今後に向けての課題の中でも重度化とか高齢化の方とか強度行動障害に触れて、それで今後の課題にあたって総括をしておいたと思うので、それは次期計画にきちんと反映されていかないとブツブツと途切れていく感じがするので、是非その施策の中にちゃんとそれをはめ込む項目を立てていただきたいなというふうに私は思います。以上です。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課黒岩です。ありがとうございます。新しい計画でいうと「3-2の地域生活支援サービスの基盤整備」というところが先ほど大中が申し上げた福祉計画の指標の中の非常に密接なところでございますので、ここの中で具体的に記載を考えていきたいと思えます。またご意見がありましたらよろしくお願ひします。

(宇川会長)

ありがとうございます。サポートファイルの39ページのあたりにご意見を出しておりますけれども、これに関してよろしくお願ひします。

(子ども育成課 片岡係長)

子ども育成課の片岡です。そうですね、サポートファイルにつきましては、子どもさんの状態を記入して関係機関で共有していくことを目的としたファイルなんですけど、実際そこがなかなか達成できていないという状況です。関係機関との連携としては、2-1のほうでも挙げさせていただいております。今、市役所行政の中でいきますと、例えば幼児期だったら我々子ども発達支援センターだったり、就学後になってきますと教育委員会も中心になってくると思えます。今後、サポートファイルをツールの一つとして、利便性が高まるような形であり方検討していきたいと思っております。すみませんお答えになってないかもしれませんが以上です。

(山本委員)

そのサポートファイルがバトンだとしたら、そのバトン持って行って次の人に渡して、受け取ったバトンをそこに置かれたら機能せんってことなので、そのバトンがしっかり機能し



ているっていうことを見届ける人がいるんだって僕は思うんですね。それがトライアングルプロジェクト、学校と保育、それから保護者を含めたトライアングルの真ん中に地域推進マネージャーっていうのを置いてそれを見届けるっていう役割をくっつけないと、いくら切れ目のない切れ目のないって何回言ってもそこで連結はしているけれどもプランニングは進んでいかん。そこが一番の問題だと思うんで、是非ずっと子どもから成人に届くまで見守る人を役割をしっかりと基幹相談支援センターっていうのか分からないんですけどお願いしたいかなって思います。以上です。

(宇川会長)

はいありがとうございます。いかがでしょうか。

(子ども育成課 片岡係長)

ありがとうございました。またご意見をもとに検討していきたいと思います。

(宇川会長)

はいありがとうございました。はい途中からですね、竹島委員さん、はい参加されております。聞こえますでしょうか。

(竹島委員)

はい聞こえております。すみませんでした。よろしくお願いします。

(宇川会長)

はいどうぞよろしくお願ひいたします。それでは続けて、障害福祉計画、障害福祉でこの素案についてのご意見いただきたいと思います。何かございますでしょうか。はい、中森委員お願ひいたします。

(中森委員)

高知市障害者相談センター西部で相談支援専門員をしています中森です。よろしくお願ひいたします。わたしのほうからは77ページの「2-4福祉施設から一般就労への移行等」ってところなんですけれども、普段からいろんな相談を受けるわけですが、最近すごく多くなってきているのが一般就労に向けての相談というのが、結構相談業務のなかでも増えてきているかなと感じております。その中で注目されているのがここにも書かれている農福連携ってところで、実際農業を営んでいる方々の声も入ってくる中で非常に農家の高齢化、担い手がないというような現状の中で非常にこの取組っていうのはすごい注目をされているかなというふうに思っています。以前にもご説明があったのかもしれないですが、具体的に農福連携の体制づくりっていうのが、今後どのように進んでいくのか今現状どういう準備をしているのかっていうのが分かっていたら是非教えていただきたいなと思うんですが、よろしくお願ひいたします。

(宇川会長)

よろしくお願ひいたします。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課黒岩です。高知市に農福連携研究会というのが立ち上がったのが令和元年度です。そこにはJ A、県の農業・障害部門、高知市の農業・障害部門、また生活困窮者部門等が参画してネットワークを作るために発足しました。今までの取組は先進地視察、既存の農福連携事例の検証、出荷場の見学会を就労A型B型事業所に案内をして興味・関心を持ってもらう、というようなところを続けています。

先日農業に就労したいというところある方をJ Aさんと一緒に農家へ自分たちも行っ、こういう作業をしたい、できる、やりたいみたいな話をし、今その方は一週間ぐらい続けているんですけども、その一例一例の中でマッチングであるとか、課題というのが必ずあるのでそれを積み上げていくことが今研究会のミッションになってます。また3月には高知市の単位で農福連携セミナーを開催しようということで企画をして、相互理解等課題を解決していく仕組みづくりを取り組んでいるところです。

(宇川会長)

はいありがとうございました。それでは引き続きご意見いただきたいと思います。よろしくお願ひします。そしたら小嶋委員さん挙手あがっております。よろしくお願ひします。

(小嶋委員)

小嶋です。少し就労のことで感じたことがあるんですけど、自分では逆に農業との就職っていうイメージがやっぱり沸きづらくって、この一般就労への移行者数を見たときにやっぱり圧倒的に身体へのハンディキャップの方の就労支援が厳しいのかなという印象を受けたんですけど、今流行りの在宅ワークだとか、身体へのハンディキャップを持っている方への就職の窓口っていうのは今後増えそうですかね。ある程度目標を立てて、ご本人さんが意欲があっても窓口がないとかっていうこともありますし、その前の教育段階からもうどういふスキルを入れたらいいかっていうご相談とかも私なんかもあつたりするので、今後の展望っていうのは難しいと思うんですけど何かありますか。

(宇川会長)

はいありがとうございます。これご質問という形でよろしいですかね。はいそしたらよろしくお願ひいたします。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課黒岩です。小嶋委員がおっしゃられた在宅ワークの就労につきましては、山岡委員がいらっしゃる県の障害保健支援課のほうが主に企業の参入等に携わっておられて、高知市も随時その情報をいただいております。東京に本社があるような大企業が地方の在宅ワークで障害者雇用をしたいという情報が集まっているので、それをどのように皆さんに、例えば求人情報がお伝えできるかっていうところが課題だと思います。また県と市で連携をして、例えば職安とか学校とかいうところと上手く情報がお伝えできるようなことを取り組みたいと思います。ありがとうございました。

(小嶋委員)

ありがとうございます。

(宇川会長)

ありがとうございます。また今後取組の中で進めていくという感じでよろしいですか。

(小嶋委員)

はいお願いします。

(宇川会長)

はいありがとうございます。他にご意見いただきたいと思います。それではですね、あるとは思いますがでちょっと区切ってみたいと思います。最初の70ページから79ページまでの利用者数の目標は指標が出ている部分に絞っていききたいと思います。前半70ページから79ページまでの部分について伺いたいと思います。こちらで何かご意見ご質問ありましたらよろしくをお願いします。はい中屋委員お願いいたします。

(中屋委員)

身体障害者連合会の中屋といいます。先ほど就労支援のこの質問にもあったんですけど78ページの就労定着支援とか就労定着率とかっていうのはここ数値で入っているんですけど、例えば定着率をはかるのが過去3年間のサービス利用に対してパーセンテージっていうふうに書いているんですが、僕毎回この計画のときに言うんですけど、計画は追跡っていうのはないんですかね。例えばサービスの利用をしたいとか、それから5年間とか10年間とかっていうのはしっかり定着してるかとかっていうのを、何かわからないから後戻りして考えて転職・休職してしまって、その他B型A型ってやっているんですから、ほぼ全体的に社会的な状態は変わらないっていうことになるので、どちらかという長く続ける方法っていうのを、サービスだけではなかなか難しいかも知れないですけども、その数値っていうのが出てこないと半永久的に10人就職しました、20人就職しました。でも15人辞めてますよっていうのは社会的には進歩していないような気がするんですよ。その辺を詰めていっていいのはなかなか毎回現れないので、僕らがサービスを一般的に良くなったとしても、3年以降は辞めましたというんだったらその3年間というのは本当は無駄じゃないですけども、上手くいってない。それがサービスなだけでは全く意味がないっていうような状態になるんだったら、そこをもっと方法も考えなくてはいけないだろうなというふうにも思うので、5年後10年後15年後、就業を営んでいくには皆さん30年ぐらい仕事されますから、その中でどれだけ長く就労を続けてくれたかとか、続けてられたかとかっていうのが分かるようなものが非常にいいような気がするんですけど、ここでいう3年間で8割就労率が良ければいいという話ではないような気がするんですけど、すみません多分意見になったかも知れませんが。

(宇川会長)

はいありがとうございます、ご意見ありがとうございます。これに関して事務局さん何かないでしょうか。

(障がい福祉課 大中室長)

障がい福祉課大中です。後追いをどこまでやっていくのかということについてですけど、例えば就労定着支援、それ以外にも標準利用期間が定められているサービスがあります

が、標準利用期間を終えたのち後追いができているかと言えばできていないというのが現状です。中屋委員のおっしゃることもごもっともかと思えます。この就労定着支援につきましては就労検討会で引き続き検討していくことを考えておりますので、中屋委員のご意見も踏まえて、じゃあどのくらい後追いをするのかとか、そもそも後追いする必要があるのかとか、じゃあ誰が一体後追いするのか、とかそういうことを検討会の中で協議できたら良いのかなと思えます。以上です。

(宇川会長)

はいありがとうございます。先ほど中屋委員のおっしゃったことに関しては検討会のほうで進めていくということで確認でよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

他に79ページまでの間で何かご意見ご質問等ないでしょうか。はいまたありましたら遡ってご意見いただけたらと思えます。それでは80ページ以降も含めます。80ページから最後の項目になりますが、このあたりを含めてご意見ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

(山岡委員)

県の障害保健支援課の山岡と申します。80ページのほうなんですけれども、計画への質問ということではないのかもしれませんが、障害福祉サービス等の基盤整備というところで、医療的ケア児の増加とか、強度行動障害の方への支援というのもすごく大事な所だと思いますけれども、重度な障害のある方の増加を踏まえて在宅の支援というと、例えばどんな支援が重要なのかというところを参考に教えていただければなと思えます。

(宇川会長)

はいありがとうございます。よろしく願いいたします。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課黒岩です。そういった重度の支援が必要な方たちがいらっしゃる中で入所施設については横ばいということですから、もちろん入所を選択される方もいれば在宅で暮らし続けるという選択がその中であると思えます。入所施設は山本委員もおっしゃっていたようにその中で支援の充実というのは求められる一方、在宅サービスは規模的にまだ整備が行き届いてないという状況があります。具体的には生活介護、居宅介護のサービスと、児童に目を向けますと児童発達支援、放課後等デイサービスなどが挙げられます。あと住まいの提供としましては、グループホーム、短期入所サービスが全般的に必要なでかつ重度の方たちをお受け入れができるといったところが求められていると考えています。なので、80ページについてはそのあたりの課題を記載しているということになります。以上です。

(宇川会長)

はいありがとうございます。続いてご意見いただきたいと思えます。はい竹島委員お願いいたします。

(竹島委員)

はいすいません。よろしいでしょうか。

(宇川会長)

はいお願いします。

(竹島委員)

先ほど山岡委員さんのおっしゃられたところの部分ですが、医療的ケア児のところですが、すいません79ページにもコーディネーター配置するというようなことを書いてますけれども、昨年は30名コーディネーターが資格を取られたというようなことを聞いていますが、この方たちは訪看だったりとか、事業所に属する方が主だったと思います。もしまたこれから検討するということですが、配置するというように書いてます。これ配置するというのは、高知市で特別に場所を構えて配置するということでしょうか。まだそこらあたりもまだ全く何も決まってないでしょうか。

(宇川会長)

はいありがとうございます。これご質問という形でよろしいですね。

(竹島委員)

はい。

(宇川会長)

はいそれではよろしくお願ひいたします。

(障がい福祉課 大中室長)

障がい福祉課大中です。場所等につきましてもまだ現時点では未定ということになっていきます。役割等につきましても、例えば病院から在宅生活に戻るときの窓口でありますとか、計画相談につながるまでのコーディネートとか、計画相談につながった後も専門的な医療的な知識が必要ということが想定されますので、相談支援の後方支援とかそういう役割を想定されるのかなと思います。そんなところを次期計画期間中に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

(竹島委員)

すいません少し音声聞こえづらかったんですけども、また議事録出ますよね。

(宇川会長)

そうですね。

(竹島委員)

それで先ほど山本委員さんがおっしゃっていたように、サポートファイルのところで言っていましたけども、連携できているかどうかという、ちゃんとその見守る人たちがいるって言ったんですが、コーディネーターもそういう役割があると思いますので、これはライフワークをということでおぎゃーと生まれて墓場までと言ったらあれですけども、いうたら

成人して一生をそのコーディネーターと続くというような役割だと私はそういうふうな認識をしているんですけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

(宇川会長)

はい、いかがでしょうか。

(障がい福祉課 大中室長)

障がい福祉課の大中です。役割自体も今現時点では未確定です。それも今後検討していく話になってまいりますので、委員の意見を踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

(竹島委員)

はい分かりました、ありがとうございます。

(宇川会長)

はいありがとうございます。また今後検討していくというところで事務局さんからのお話でした。ではまた更にご意見いただきたいと思います。

すみません、先ほど中森委員の農福連携のお話出ておりますが、これは素案の修正というよりも質問になりますよね。はいありがとうございます。はいそれでは他に、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。それでは今の所ご意見出ている部分については一回確認させていただき・・・中屋委員お願いします。

(中屋委員)

身体障害者連合会の中屋です。直接計画とはあまり関係ないかもしれませんがですけども最近こう、120ページに重度訪問介護利用者の大学修学支援事業っていうのがあって、これがちょっと気になったんですけど、2回目の今年ちょっと県でも有名になった方の支援だと思うんですが、これって例えば要支援者の高校だとか、高校、大学へ行くとかっていうのもご相談に乗ってくれますか。ていうか、今回計画はずっと多分一人なので一人って書いてあるんですけど、これがこう、私も私もっていう手を挙げた時に支援は可能かどうかっていう、ちょっと聞きたかったんですけど。

(宇川会長)

はいよろしく申し上げます。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課黒岩です。訪問介護利用者の大学修学支援事業については国の地域生活支援の促進事業です。この要件は、大学や専修学校が障害学生を受け入れできる体制が整備出来るまでの間においてという前文がありまして、例えば新しい障害学生さんが就学されたい時にももちろん相談して、大学側との受け入れが促進できるようなお話し合いをさせていただいてます。なのでどうぞご相談ください。以上です。

(中屋委員)

ちょっと全国的にはどれくらい使われているかっていうのはわかりませんか。分からないですね。はい、ありがとうございます。

(宇川会長)

ありがとうございます。他に、その他ご意見お願ひしたいと思ひます。ごひけませんでしょうか。はい石元委員お願ひします。

(石元委員)

MIRAI Zの石元です。よろしくお願ひします。80ページの障害福祉サービスの基盤整備についてのところでちょっと気になるというか、私はこれを読んでいて気になっていることが一つあります。

それは障害者の枠になかなかまだ入っていない、ひきこもりの問題をいくつか抱えているとは思ひんです。それは障害者計画の中に入ってくるものかどうかについてはちょっと何とも言えませんが、実際の話、ひきこもりの人たちが病院を受診して精神科の病名がついたり知的障害の名前がついたりして福祉のサービスに入ってくるということすごく多いんです。そして今支えている8050問題ですかね、高齢でずっと社会と遮断されていた引きこもっている人たちの社会へ復帰するということは多分数が出てくるんじゃないかと思ひれると考へています。ただこのこの80ページのところで取り上げるべきことなのかどうかは分からないですけど、この引きこもっている人たちが障害者であるかないかっていう事については何とも言えませんが、多くの人達が長く不自由している、何割かの人たちは病名をもらって障害者の手帳を貰ってサービスを使い始める、もしくは支援を受けていくっていう人たちになっていく可能性が高いということで、やっぱりこういう不登校からひきこもりになっていかない準備と8050の問題で大変な思ひをしている人たちが現在おいでるわけですから、そういう実数と言うかもしくは対策っていうのも必要なことではないかなっていうふうには思ひています。この中に必ず入れないといかんというふうには思ひてないですけど、こういうのがどこにも見えないなっていうのをちょっと実感しているところなんです。以上です。

(宇川会長)

はいありがとうございます。ご意見という感じでよろしいですか。はいこれに関してよろしくお願ひいたします。

(健康福祉総務課 川田室長)

健康福祉総務課の川田と申します。よろしくお願ひいたします。ひきこもりの方への支援、障害のあるなしにかかわらずというところになってくるのかなと思ひますけれども、地域共生社会というものを目指した中で地域福祉活動推進計画を高知市の方で立てて、地域共生社会目指しておりますけれども、そういった中でも包括的な支援体制というのを目指して仕組みづくりというのは庁内で検討をしております。そういった各分野の連携というところが一番大事にはなってくるかと思ひますので、そういった話し合いを各分野連携した協議を進めながら、ひきこもりの方への対応というところも高知市としては検討していきたいと思ひています。

また一方で、ひきこもりの方への支援の難しさというところは本人が関わりを望んでいないという場合も多いというところもありますので、その辺は民間の方の力も借りながら伴走型支援と言いますか、やはり信頼関係を結びながら、というところも必要になってきますので、そういったことも含めて官民、地域住民も協力した包括的な支援体制というのを、一気にはできないと思いますが少しずつ体制は考えていきたいと思っていますところですので。以上になります。

(宇川会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はいありがとうございます。そして他には、はい、小川委員お願いいたします。

(小川委員)

てくとこセンターの小川です。皆さんのご意見聞いていて、特に今日私意見はなかったんですけどジワジワちょっと最近あって、身の回りのことで起こっていることでそういえばと思ったのが、確かにこれ障害者計画ではあるのですが、障害児から障害者にかけて切れ目のない支援をということで立てている計画ではあるんですけど、今度は障害児から者にバトンタッチすればそれで終わりではなくて、実は障害者の人が高齢になっているわけじゃないですか。そこで障害があってもなくても暮らしやすいまちづくりの仕組づくりっていうのがすごく大事なことではあるんですけども、やっぱり現実としては高齢者が何も障害を持っていない方が高齢者になるのと、障害を持っている人が高齢者になるのとではやっぱり受け止め方も違うし、支援する側も支援される側もいろんな支援してきた人間もやっぱり同じようには取り扱えない現状にやっぱりどうしてもあって、児と者という中では十分支援が行き届いていても今度はその方が65歳になった時、高齢になった時に少し支援っていうのが薄くなって行くというような現状もあるのかなというふうに思ったりします。

私の側は高齢者の支援者の方にバトンタッチする側ではあるんですけども、そこらへんの特性っていうものがやはりあるので、渡し方とかその後の支援の仕方っていうのが特別扱いするっていうのもおかしな話かもしれないですが、そこら辺の特性も見極めた上での支援の仕組みづくりっていうのも今後は必要なのかなと。おぎゃーから墓場までっていうことであれば必ず皆さん年を取るのだから年をとったあとの支援の体制も今後はこの中に入っていき、高齢者支援者との連携っていうところをどう考えていくかっていうことも今後入れていければいいのかなと、ただ意見です。ただ単にそう思ったというところでした。

(宇川会長)

ありがとうございます。この件に関して事務局さんから答弁のほうはよろしいですか。はいありがとうございます。また参考にまた進めていくことができたらいいかと思います。

では他にご意見とかないでしょうか。

はい、それではご意見いただいてまいりましたがちょっと確認をしていきたいと思いません。

最初に山本委員さんのほうからご意見出ました件について、地域生活支援の有無です。入所者であるとか資料に書いてた強度行動障害の方に関する記載に関しては事務局のほうで今後素案のほう修正があるというお話をいただいております。この素案に関しての修正があるという流れの中でちょっと確認させていただけたらと思います。この点についての修正をす



るところを踏まえて、現段階の素案に関しての承認ちょっと確認したいと思います。今回冊子で出ております、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画についての素案です。修正がかかる部分はありますけれども、基本この素案の承認をいただけますでしょうか、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では素案についての承認いただきました、ありがとうございました。

また今後については、さらに推進協議会続いていきます。このあたりについてはご説明があるかなと思います。それでは時間に関してははまだ早いんですけどもひとまず承認いただいたということで一回事務局さんのほうにお返ししたいと思います。よろしく願います。はい、松尾委員願います。

(松尾委員)

松尾です。全くこの基本計画の中身とは関係ありません。これ全部元号で表記をされております。私個人の思いで言わせていただければ、西暦も併記していただきたいという思いです。たくさんありますので中身全てとは申しませんが、せめて表紙の部分だけでも西暦を表記していただけると、私の頭のなかでは一気に数字がざーっと繋がっていきます。どうしても元号慣れている方はそれで良いと思うのですが、ぶちぶちぶちと頭の中で途切れてしまって連なっていないです。西暦にして頂けると非常に私個人としては嬉しいです。

(宇川会長)

はい、ご意見ありがとうございます。また検討していただいて、になりますかね。

(健康福祉部 川村副部長)

はい、ご意見ありがとうございます。第7期の介護保険事業計画の時にちょうど元号のはざまの時に西暦併記してますので、ご意見いただきましたのでこちらのほうも西暦併記するようにさせていただきます。ありがとうございます。

(宇川会長)

ありがとうございました。それでは松尾委員ありがとうございます。では事務局さんのほうにお返ししたいと思います。よろしく願います。あ、すみません、山本委員挙手されております。よろしく願います。音が入ってないですね。

(山本委員)

すみません。

(宇川会長)

入りました。

(山本委員)

70ページなんですけど、これは意見になるのかもしれませんが、感染症対策についてです。かいつまんで言うと今後の方向性の表記の中で一番下なんですけれども、相互支援ネットワークについて触れてます。高知県の相互支援ネットワークを本市としても後押しし

ていくような書き方になっておりますけど、実は高知県のネットワークについても船出はしたけどもいくつかの問題が内包しておいて解決のできていない部分もあります。例えば相互支援に派遣された職員の安全確保という部分が解決、完成してないような状況で発進している。当然少ない福祉従事者が相互に助け合うっていうのは本当にその通りではあるけれども、やはり派遣される職員の生命の安全というところも大事なところでもあります。私のほうで言いたいのは、本市は連絡調整や事業所支援を実施しますって書いておるところがあります。事業所支援というのはどういうものかというところをさらに明らかにしていただきたい。願いとしてはワンストップの場所が欲しい。例えば罹患の疑いがある病院に行ってもたらい回しにされたりしないように、それが夜間休日であつたらなおさら困難だったりする。だから高知市、それから保健所、医療なんかがそれこそ切れ目のない連携を取っていただいて、施設で困った、あるいは施設に入所されてない在宅の方なんかは特にどこに行ったらよいかかわからず、電話しても断られたっていう時に、非常に困ると思うんですね。だから各保健所、医療を認可している自治体自身が主導権を持って行政権を発動してきちんとそこへつなげていく、速やかにつなげていく、そういうふうな事業所支援であってほしいなっていう意見とお願いです。以上になります。

(宇川会長)

はいありがとうございます。はい、そしたら事務局さん。

(健康福祉部 川村副部長)

はいご意見ありがとうございます。11月から県社協のほうに委託をしまして実際このスキーム動いておりますけれど、ご意見のとおり色々な課題があるというふうには認識していません。ただ派遣する職員の生命ということについては県も市も考えておるのが間接支援という形で、直接の発生した事業所ではなくまずは同一グループの中で施設のほうを支援していただいて、手薄になった施設に応援する事業所が職員で入ると。そういった仕組みも検討しております。事業所の支援、具体的な事で申しますとやはり感染症対策として衛生用品の配布支援ですとか、そういったことを具体策になってまいりますので、具体的に変えていくとともに、他の高齢との諸計画と同様の記載がございますので、ご意見を踏まえましてまた検討させていただきます。ありがとうございました。

(宇川会長)

ありがとうございます。では他よろしいでしょうか。それでは事務局さんよろしくお願ひします。

(司会：健康福祉総務課 中岡参事)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。また素案につきましてもご承認いただきまして誠にありがとうございました。

最後に事務局よりお知らせをいたします。今後のスケジュールにつきまして別紙資料2に記載をしておりますが、令和3年1月14日木曜日から2月5日金曜日の間、計画案についてのパブリックコメントを実施いたします。このパブリックコメントでの意見を踏まえまして、次期計画原案と概要版について2月24日水曜日の第5回協議会にてご説明をさせていただきます。この第5回協議会にて計画の原案が承認されましたら、3月5日金曜日16時30分

から市長への報告を行いまして計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。なお詳細につきましては随時ご案内をさせていただきます。新型コロナウイルス感染状況等によりまして変更となった場合につきましても随時ご案内をさせていただきます。

以上をもちまして令和2年度第4回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。